

【実践報告】

## 「子どもシェルター」の取り組みとその課題

— 社会改良運動をめざして —

吉 田 明 弘

痛み悲しみ 矛盾や理不尽 頬を伝う涙とか  
傷つくことを知った 君にしかできないことがある

出会いが未来を変えていく 少し勇気はいるけど  
君には前に歩き出す力がある

君の笑顔が見たいから そっと照らす太陽になりたい  
柔らかなひだまりの中で 綺麗な風に包まれて

小さな頃に教わった “ののさんにお祈りを”  
未来に繋いでいくよ

野祥子作詞／作曲「ひだまり」

(NPO 法人子どもセンターののさん応援ソング) の一部より

### はじめに

「子どもシェルター」は、虐待やいじめなどが原因で家庭や学校に居場所のない子ども、さらには少年審判後の行き先がない子どもを一時的に保護し、当面の衣食住を提供する施設である。こんにちの児童福祉や少年司法制度の“網

の目”から“こぼれ落ちた”子どもを緊急に保護する機能を担っているといってもよい。

子どもシェルターは、児童福祉法に規定されたものではないが、2011年7月19日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（「児童自立生活援助事業の実施について」の一部改正について）により、「自立援助ホーム」の諸規定が適用されることになった<sup>1)</sup>。

なお、自立援助ホームの対象年齢は、義務教育修了から20歳未満である。したがって、子どもシェルターもこれに準ずるが、義務教育年齢にある子どもの入所も拒まない。実際には、義務教育修了後の少女が主たる保護対象となる場合が多い。その理由については後述する。

そもそも子どもシェルターは、子どもの人権問題に関与する弁護士活動の中から構想されたものである。2004年、東京都で「NPO法人カリヨン子どもセンター」（2008年3月より社会福祉法人）が開設されたのを皮切りに、各地で同様の取り組みが始まった。愛知県では2006年に「NPO法人子どもセンターパオ」が、翌年には神奈川県で「NPO法人子どもセンターてんば」が誕生している。さらに、西日本初の子どものシェルターである「NPO法人子どもシェルターモモ」が、2009年、岡山県において開設された。

全国の「児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数」が44211件（2009年度）<sup>2)</sup>に上り、喫緊に保護しなければならない子どもが相当数見込まれるにも関わらず、いまだ関西圏には子どもシェルターという“受け皿”はない。そこで、京都弁護士会の子どもの権利委員会を中心とした有志弁護士が発起人となり、広く市民に呼びかけ、2010年9月に「京都子どもシェルター設立準備委員会」が組織された。合計8回にわたる委員会の取り組みを経て、2011年10月に子どもシェルターの運営母体である「NPO法人子どもセンターののさん」<sup>3)</sup>が京都府から認証を受けた。2012年3月を目標に、京都市内<sup>4)</sup>で子どもシェルター事業を開始する予定である。

「子どもが抱える問題は、大人が抱える問題と等価であり、子ども問題は大人社会の反映である」<sup>5)</sup>と考えるならば、「行き場のない子ども」を生じさせている原因は、「大人社会」に求められるべきである。したがって、子どもシェ

ルターの取り組みは、目の前で“困っている子ども”の“救済”に終始するのではなく、「大人社会」の“歪み”に“メスを入れる”ものでなければならない。このような認識のもと、現代社会において最も阻害されているといっても過言ではない子どもを“助けたい”一心から、筆者も設立準備委員会に加わり、法人設立後は理事に就任した。

子どもシェルターの概要や具体的なケースについては、カリヨン子どもセンター・子どもセンターてんぼ・子どもセンターパオ・子どもシェルターモモ編『居場所を失った子どもを守る／子どもシェルターの挑戦』（明石書店）に詳しいので、そちらをご参照いただきたい。本論では、子どもシェルターの必要性および退所時の課題、退所後の進路の確保、運営経費の手立てに関する問題に限って述べたいと思う。

## 1. 子どもシェルターの必要性および退所時の課題

子どもシェルターの入所対象となる被虐待児などは、一般には児童相談所で一時保護の上、乳児院・児童養護施設などに措置されるが、「ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.13倍」<sup>6)</sup>となっており、地域によって事情は異なるものの、定員超過のため入所できない実状がある。また、児童相談所の一時保護は「集団生活」を前提としているため、それが困難な子どもは対象外となりやすい。

「15、6歳を超えた子どもや、非行が主訴の子ども、少年審判を受けた子ども、児童福祉施設をすでに退所した子ども、あるいは虐待ではあっても親がすぐに追ってくる心配のない子どもらに対し、一時保護所の門は狭い」<sup>7)</sup>と社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長・坪井節子弁護士が指摘しているように、実際には「保護の必要な子どもが保護されない」現況があるのだ。

2008年2月1日現在の「児童養護施設入所児童等調査結果」<sup>8)</sup>によると、入所児童における15歳以上18歳未満児の割合（入所時）は、2.2%となっている。いっぽう児童相談所が受け付けた虐待相談（2009年度）<sup>9)</sup>では、高校生の占める割合が5.7%であることから、調査年次が異なるため断定はできないものの、3.5%の15歳以上18歳未満（高校生）の被虐待児が児童養護施設において保護

されていないと考えられる。

児童相談所の一時保護から"こぼれ", 児童養護施設への入所にもいたらなかった子どもは, 親元に帰れないのはもちろんのこと, 頼っていく“アテ(大人)”も全くないために途方に暮れ, 自分を“かまってくれる大人”との出会いを期待して, たいていの場合, 繁華街を“徘徊”する。そこで“心ある大人”が声をかけてくれればよいが, けっきょくトラブルに巻き込まれ, 状況の好転は見込めない。とりわけ少女は「性的搾取」の対象となりやすいために深刻な様相にある。

その切迫した現実について, 「夜回り組長」の異名で知られる作家・石原伸司のレポートを引用しておきたい。

歌舞伎町を「夜回り」している時, 15~16歳に見える二人の女の子と会いました。一緒にいた男はどう見てもヤクザだとわかりました。普通の人であれば近づけません, 私は「何やってんだ?」と聞きました。その男は「友達の友達だ」と言いましたが, 私はその感じから「これはヤバイな。どこかに売られてしまうな」と思いました。自分もヤクザをやっていました<sup>10)</sup>から, ニオイでわかるのです。「何かあったら相談に来いよ」と言って, 女の子に名刺を渡し, 男にも名刺をやって, その場は別れました。それから1ヶ月ほどして, その女の子から電話がかかってきました。話を聞くと「離島に売られ, お金を1円ももらっていない。未成年とバレて戻されたが, ヤクザが両親の家を探しに来ている。どうしたらいいか」と言うのです。

(中略)

離島に売られたなどという話には私も初めて遭遇しましたが, こういうことはあり得ることです。ヤクザやキャッチャーなどにひっかかって, 風俗などの場所に売られるという話は, 普通の盛り場などでも起こりえます。ただ, それが公にならないだけです。

(石原伸司『逢えてよかった—夜回り組長にココロを預けた

少女たちのホンネ—』産経新聞出版, 2008年, 13~14ページ)

これは極端な話かもしれないが、石原が後段でいっているように「風俗などの場所に売られるという話は、普通の盛り場などでも起こりえ」るのである。そもそも少女たちが繁華街を彷徨っていた理由は、親の虐待から逃れるためであった。

実例からわかる通り、ほんらい児童福祉制度によって守られなければならないはずの子どもが、制度から“こぼれ落ち”，そして“放置”された結果、危険にさらされているという実態がある。それゆえに、いってみれば公的な制度から“見放された”子どもたちをただちに保護する「社会装置」がどうしても必要なのだ。子どもシェルターの取り組みは、上述のような差し迫った児童福祉課題の“一時的な解消”を意図するものであり、切緊した役割を“引き受けて”いる。

子どもシェルターに滞在可能な期間は、全国の子どものシェルターの実績をもとに算出すると、おおよそ3ヶ月程度である。したがって、子どもの個別的状況によって入所期間の長短はあるものの、やがて退所しなければならぬ日が必ず訪れる。この時点で、次の「行き場」がなければ、子どもたちは再び“陽の当たらない世界”に戻らざるを得ない。

退所後の進路として考えられるのは、家庭への復帰、児童相談所の一時保護や児童養護施設などへの措置、自立援助ホームへの入所、里親委託、ひとり暮らし（生活保護を受けながらの場合もある）、さらに住み込み就職などである。進路の決定にあたっては、当事者の意思を尊重しながら、入所児に必ず付き添いする「パートナー弁護士」<sup>11)</sup>が中心となって調整するしくみを採っている。

現実には、短期間に親子関係が回復することはないために、親元へ帰れる見込みは乏しい。また、すでに入所困難と判断された子どもに対して、児童相談所の一時保護や児童養護施設の門戸は狭い。労働形態の変化にともない、かつて潤沢にあった住み込み就職は皆無とあってよい。

結果として、自立援助ホームへの入所が現実的な選択肢となるが、そもそも施設数が少ない<sup>12)</sup>上に、就労が入所条件となっているため、ただちに労働に耐え得る身体的・精神的状況にない子どもにとっては入所困難であろう。仮にここに入れたとしても、年齢が20歳に達すると、原則として出ていかなければな

らない。このように、退所時の子どもの進路は、極めて厳しい状況に置かれている<sup>13)</sup>。

## 2. 退所後の進路の確保

退所後の進路が“ままならない”ことは既述の通りであるが、だからといって“傍観”しているわけにはいかない。なぜならば、いくら子どもシェルターで“手厚いケア”を行っても、退所後の展望が見出せないならば、子どもたちにとって“この世は闇”だからである。その結果、彼らが“自暴自棄”になる可能性は否めない。

進路確保のために、不足している自立援助ホームの拡充を図っていくことももちろん重要であろう。しかし、くり返すと、自立援助ホームで過ごせる期間には限りが設けられている。したがって、やがて“一人立ち”しなければならない日がくることを前提に、子どもシェルター退所後の進路を確保しておく必要がある。

そこで、筆者が考えているのは、かつての社会で機能していた「住み込み就職」を、現代において「自覚的」かつ「意識的」に「取り戻す」試みである。

戦後の経済復興とともに産業構造が第三次産業へと大きくシフトしていく中で、就労形態が変容し、住み込み就職が過去のものとなっていることは承知している。また、産業の空洞化（ディインダストリアゼーション）がいつそう進む中で、こんにち国内における製造業の衰退が深刻化しており、雇用そのものが縮小している事実も知っている。

しかし、先に述べた通り、子どもシェルターに入所していた子どもが、やがて「職業的・生活的自立」を果たしていかなければならないことを考えた時、自立援助ホームの役割は大きいとしても、最終的に「働く場」が不可欠だ。

筆者の構想は、雇用主の“良心”に訴えかけるものであり、ややもすると「空想的理想主義」といわれ兼ねないが、「行き場のない（進路が閉ざされている）子ども」の「住み込み就職」を引き受ける企業が、少ないながらも実際にある<sup>14)</sup>。

例えば、大阪を代表するお好み焼きチェーン・千房株式会社（大阪市浪速区）

の中井政嗣社長<sup>15)</sup>は、少年院を退院後に生活基盤のない少年を雇用し、社員寮に入居させ、「職業指導」はもちろんのこと「生活指導」までを手厚く行っている。長くなるが、中井の“心温まる”文章を紹介しておきたい。

20年ほど前のこと、ある中学校の先生から「卒業を20日後にひかえた生徒です。採用していただけますか」という話があった。

聞くと、家庭内暴力から始まって、学校の机を壊すわ、窓ガラスを割るわ、窃盗をはたらく札つきのワルだという。その生徒が卒業する前にまた問題を起こし、このままでは少年鑑別所に送られる。きちんと就職すれば鑑別所送りは免れるということで、担任の先生が一生懸命に就職先を探していたのだった。

私は「とんでもない。うちは更生施設じゃない」と思った。しかしある人を介した話でもあり、人事部が面接だけはしてみることにした。

結果は案の定「不採用」だった。ろくにあいさつもしない。何を聞いても答えない。お話にならないという。

(中略)

ところがその先生が「いかがですか、採用の見込みはありますか？」と何度も電話をしてこられ、「一度、社長さんが会ってやってくださいませんか。夜中でもいつでもけっこうですから、連絡をいただきたいのですが」といわれるのである。

私は先生の熱意に負けて面接することにした。

その日、M君は先生と二人でやってきた。会ってみると、なるほどふてくされている。椅子の背にもたれ、足を投げ出して、どちらが社長だかわからない。私は見かねて注意した。

「キミと僕はまだ社長でも社員でもない。だけど僕のほうが年上や。年上には年上に対する態度というものがある。ちゃんと座りなさい！」

彼はびっくりして姿勢を正した。

「キミ、シンナー吸うてんのか？」

「……」

「吸うてるからいうて、採用するしないに関係あらへん。正直にいいなさい。シンナー吸うてんのか？」

「吸うてる」

「いつ吸うた？」

「ゆうべ」

やがて、どうせ不採用に決まっていると肚をくくったのか、彼は手柄話でもするかのように自分のワルぶりを語り始めた。

「なんで、そんななったん？」「なんで？」「いつから？」

そのうちに、私は彼をとがめることができなくなった。家庭環境に恵まれず、物心ついたときから彼の心はすさんでいた。

聞き終わって、私はいった。

「ようがんばったな。ようここままで止まったな。よっしゃ、うちにおいで。採用や」

面接を始めて5時間がたっていた。

(中井政嗣『できるやんか！—「人間って欠けているから伸びるんや」—)

潮出版社、2004年、103～105ページ)

中井自身、義務教育修了後すぐに「丁稚奉公」に出ていることもあって、中卒生の雇用については積極的<sup>16)</sup>な姿勢を持っていたが、触法少年の採用に関しては覚悟がいったに違いない。しかし、「俺は従業員の過去を問うたことはない。学業成績を問うたこともないし、身元保証人をとったこともない。俺は現在と未来を問うねん<sup>17)</sup>と述べ、「敬愛と信頼をもった視点で若者に接したとき、彼らは思いもよらない『無限の力』を発揮し、自分自身も変わり伸びていく<sup>18)</sup>という信念のもと、M君に内定を出した。その後、彼は紆余曲折を重ねながらも、最終的には「店長」まで昇進したという。

以上からわかるように、「行き場のない子ども」が“絶望”を“希望”に変え、自己実現を果すチャンスが千房には用意されているように思える。社長を始めとする先輩社員から、諭されたり褒められたりする中で、自分自身を見つめ直す経験を子どもは積んでいく。それが、将来を切り拓いていく原動力となる。

ここでの「住み込み就職」には、子どもの可能性を後押しする「教育的機能」がしっかりと組み込まれている<sup>19)</sup>。まさに、「生理的欲求」から「自己実現への欲求」へと向かう「階層的欲求理論」(マズロー)の一端をここに見ることができ、筆者が求めているのは、中井のような経営者である。

千房に代表される雇用形態を、筆者は『『丁稚奉公』的就労・養育システム』と名づけた。それは、かつての「丁稚奉公」の負の側面＝労働力の搾取を排し、特長として備わっていた「教育的機能」に重点を置くものである。虐待やいじめ、非行などが原因で、家庭教育や学校教育の機会が得られなかった子どもたちが、それに代わるものとして「職業経験」を通じて学び、「自活」していくシステムといってもよい。

江戸時代に労働形態の一つとして機能し、おおよそ第二次世界大戦後に消滅したといわれる「丁稚奉公」は、いまま講談や落語の世界では健在だが、主人(雇用主)はたいていの場合「人情」に溢れる人物として描かれている。一般には、「人間が自然に備えている思いやりの心」(『日本国語大辞典第二版』小学館)を人情と呼ぶ。新渡戸稲造の言葉を借りるならば、「弱者、劣者、敗者に対する仁(愛、寛容、慈悲)」<sup>20)</sup>となろう。「人情があれば、子どもが救われる」(講談「子どもシェルター物語」旭堂南陽/作)のである。

筆者がいう『『丁稚奉公』的就労・養育システム』は、「人情」に裏づけられたものでなければならない。人情の本質である「思いやりの心」の内実を明らかにするならば、「他者の利益が自己の利益だという原理」(神野直彦)<sup>21)</sup>と規定できる。

上述の筋書きは、こんにちの産業界の現実を直視した時、「絵空事」として“片づけられる”に違いない。しかし、私が最終的にめざしているのは、グローバル化のもとでますます大きくなっている資本制社会の矛盾を“緩和”する「アソシエーション社会」である。それは「資本主義がはらむ相互孤立、相互敵対、物件化、物件的権力支配を、連帯、主体的コントロール、自己統治で置き換えようとする社会形態」<sup>22)</sup>をさす。筆者が考える『『丁稚奉公』的就労・養育システム』の志向は、「アソシエーション社会」の考え方に一致する。

産業革命期のイギリスで、年少児童労働を問題視し、自らが経営する紡績工

場内に、保育所のはじまりといわれる「性格形成学院」を創設したロバート・オウエン (R.Owen) の試みは、まさに「アソシエーション社会」のビジョンに基づくものであった。彼のような「理念」や「人情」を持った人物が、いまこそ求められる。

### 3. 運営経費の手立てに関する問題

子どもシェルターを運営していくためには、定員5名を前提とした場合、年間約1500円程度の経費を確保しなければならない。入所児の生活費、専従職員の人件費、家賃などが主たる支出となる。

冒頭で述べた通り、子どもシェルターに「自立援助ホームの諸規定が適用される」ことになったため、2012年度には国からの交付金が下りる見込みだ<sup>23)</sup>。しかし、それは「利用実績」<sup>24)</sup>に応じた金額であることから、“慢性的”な資金不足が予測される。

そこで、運営経費を“調達”する方策の一つとして、正会員・賛助会員制度を導入し、年会費を得て、それを経費に充てるつもりになっている。同時に個人や企業・団体などからの「寄付金」を“獲得”しなければ、運営の安定化は困難であろう。そのために、広く啓発活動を行い、子どもシェルターの取り組みに対する理解者を増やすとともに、資金提供者の拡大を図っていくことが重要となってくる。

開設に必要な資金については、大企業をスポンサーとするファンドからの寄付を手にすることができたが、継続して“支援”を得られるか否かはわからない。このような状況をかながみると、言葉は悪いが、“もらえる”ところからは分別なく“もらう”という考え方も成り立つだろう（全国子どもシェルターが「マルチ商法」企業から、“多額”の寄付金を受け取っているという事実がある<sup>25)</sup>）。

ただちに保護しなければならない子どもの処遇を考えた時、その原資が必要なことは承知している。それゆえに、“なりふりかまわず”資金集めをしなければならないことも理解できる。しかし、よく考えてみると、これでは話の筋道が違うのではないか？ 運営主体の「自助努力」がまず求められるべきであ

る。それが“尽きた”結果，“苦渋”の選択として“企業”から“お金をいただく”というのであれば了解できるが、筆者が所属する組織においては、最大限の「自助努力」をしているとはいいい難い。この点について、内部（自己）批判しておきたい。

比喩的な表現だが、雨の日も、風の日も、年中歩き回って“托鉢”をし、コツコツとお布施を得るだけの「覚悟」と「意欲」が組織全体にないのなら、我々の取り組みは、大企業からの“ひもつきの金”で、行政責任を“肩代わり”する団体に成り下がってしまうだろう。

子どもシェルターの取り組みは、「ケア・ワーク」と「ソーシャル・アクション」の“二本だて”でなければ意味を持たないと思われる。時々で「行き場のない子ども」を救済しても、対象児は次々と現れる。そのような子どもを生じさせている根本原因が解消されない限り、“焼け石に水”ではないか？ したがって、「社会改良運動」として子どもシェルターの実践を位置づける必要がある。「大企業からの“ひもつきの金”で、行政責任を“肩代わり”する団体」の動機では、とうていそれに及ばないであろう。

京都における子どもシェルターの取り組みは始まったばかりだ。これを単なる「活動体」ではなく、「運動体」に“育て上げていく”ことが、筆者に課せられた組織における役割だと自覚している。

「現代社会の構造的危機は出口や抜け道を持っていない。だからこそ、私たちは、一日一日の生き方の選択に際して、また他人との交渉に際して、油断なく、これら一連の損失を一つ一つ少量ずつなりとも取り戻すように努めなければならぬ」<sup>26)</sup>（藤田省三）のである。「現代社会の構造的危機」から発生している「児童福祉課題」を解消していくために、理想とする社会のあり方を限りなく追い求めるノマドでありたい。

## おわりに

コメディアン江頭2:50が、「目の前で悲しんでいる人を見つけたら、何とかして笑わせたい。そのためになら警察につかまってもいい。寿命が縮まってもいい」<sup>27)</sup> といっているが、多分に筆者も同じ“心境”である。「警察につか

まってもいい」とは“不謹慎”な表現に映るが、それは、「世俗と同じ価値観しかもっていないのであれば、世俗からこぼれた人の救いは成り立たない」<sup>28)</sup>(釈徹宗)と読み替えることができる。

筆者は、子どもシェルターの取り組みに対する協力を得るために、これまで多様な分野の方々にアプローチをしてきた。その結果、多くの“心ある人”の応援が得られ、「子どもシェルターのあかりには、関西の人情が灯っている。」<sup>29)</sup>ことを実感している。紙面を借りて、厚くお礼を申し上げたい。

とりわけ、株式会社せのや(大阪市中央区)の野杵吾郎社長には、子どもシェルター“運動”啓発のための機会を、途切れることなく与えていただいている。また、株式会社シェ・ラ・メール(京都市中京区)の塩津千穂子会長とは、既述の『『丁稚奉公』的就労・養育システム』を具現化するために、新会社設立の“夢”を語り合った。さらに、京かまぼこの老舗・株式会社はまー(京都市右京区)の人羅賢司社長からは、「子どもシェルター退所後の子どもの就職を引き受けてあげよう」という力強い言葉をもらっている。

筆者がゴールとしているのは、矛盾したいい方になるが、「子どもシェルターがいない社会」である。子どもシェルターを設立する“運動”を通じて、子どもシェルターがなくても、すべての子どもたちが「ひとしくその生活を保障され、愛護され」(児童福祉法第1条)る社会をめざしたい。そのためには、くり返しになるが、子どもシェルターの取り組みは「社会改良運動」でなければならないと思う。

人は、無力だから群れるのではない。あべこべに、群れるから無力なのだ<sup>30)</sup>。

竹中 労

(2012年1月)

〈註〉

- 1) これは、既存子どもシェルターの実績や、日弁連の政府に対する働きかけによるところが大きい。
- 2) 厚生労働省「福祉行政報告例」(内閣府『平成23年度版子ども・若者白書』)
- 3) 「ののさん」とは、京言葉で「太陽・月・神さま・仏さま」を意味する。
- 4) 入所児の「安全」を確保するため、子どもシェルターの具体的な所在地は公表しないことにしている。
- 5) 大野光彦「子ども問題を捉える視点」(吉田明弘編著『児童福祉論—児童の平和的生存権を起点として—』八千代出版、2009年、35ページ)
- 6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「社会的養護の現状と取組の方向性について」(2011年)
- 7) 坪井節子「子どもシェルターはなぜ必要か」(カリヨン子どもセンター・子どもセンターてんぼ・子どもセンターパオ・子どもシェルターモモ編『居場所を失った子どもを守る／子どもシェルターの挑戦』明石書店、2009年、18ページ)
- 8) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「社会的養護の現状と取組の方向性について」(2011年)
- 9) 厚生労働省「児童相談所における児童虐待に関する相談の年齢構成」(内閣府『平成23年度版子ども・若者白書』)
- 10) 石原は服役を終えて、65歳で作家デビューした。なお、ヤクザ=悪のようなどらえ方があるが、かつてのヤクザは「下層社会で細民や貧民と同じような生活を送り、生活感情、生活意識をともにしていた」(宮崎学『近代ヤクザ肯定論』筑摩書房、2007年、39ページ)のである。事実、山口組の三代目組長・田岡一雄は、社会から“あぶれた”若者たちの更生に手を貸していた。
- 11) パートナー弁護士の弁護士費用は、日弁連から支給される。
- 12) 自立援助ホームを160ヶ所(2014年度)に増設する計画が<sup>8)</sup>、「社会的養護の課題と将来像(児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)」(2011年7

月)において示されている。

- 13) 日本子ども虐待防止学会第17回学術集いばらぎ大会(2011年12月2日～3日)の分科会「虐待を受けた子どもたちの自立支援—子どもシェルター利用後の自立への取り組み—」で、各地子どもシェルターの退所時の進路状況について、その現状が報告されている。
- 14) 東京・吉祥寺にある和菓子店「小ざさ」の稲垣篤子社長は、知的障害児の雇用を引き受け、彼らの特性や特徴を尊重した「職業指導」を行っている(稲垣篤子『1坪の奇跡』ダイヤモンド社、2010年)。
- 15) 中井社長に子どもシェルター運動への協力をお願いしたところ、「この事は継続的な力が必要かと思われます。時の縁、地の運、人の連がり、ご活躍をお祈り申し上げます」という丁寧な返事が届いた。
- 16) 中井政嗣『できるやんか!—「人間って欠けているから伸びるんや」—』潮出版社、2004年、103ページ
- 17) 同上108ページ
- 18) 同上118ページ
- 19) この点については、千房の取り組みを紹介したドキュメンタリー番組「生き直し」(関西テレビ制作、2011年8月6日放送)をぜひご覧いただきたい。
- 20) 新渡戸稲造『武士道』岩波文庫、2007年、56ページ
- 21) 神野直彦『「分かち合い」の経済学』岩波新書、2010年、156ページ
- 22) 田畑稔「世界とは何か、現代とは何か—現代と世界の三層構造」(撲堅二・宇仁宏幸・高橋準二・田畑稔『二一世紀入門—現代世界の転換にむかって—』青木書店、1999年、213ページ)
- 23) その金額は、入所児童1人につき月額20万円である。国と所管する地方自治体が負担する。
- 24) 利用実績に応じた報酬制度=出来高制は、施設運営を不安定にすることから、社会福祉サービスの供給には馴染まないものと思われる。
- 25) 「マルチ商法」そのものは「違法」ではないが、しばしばその商法は“被害者”を生む。「被害者の大半は、商売経験のない学生、主婦、OL、老人であった。にもかかわらず、これらのものを、独立の商人として同等に取

- 扱い、文字どおり喰うか喰われるかの競争原理で律しようとするのは、その本質を見誤るものと言わねばならない」（マルチ訴訟弁護団『マルチ商法と消費者保護—マルチ訴訟をめぐる諸問題—』法律文化社、1984年）という指摘は、マルチ商法の是非を考える上で重要な視点だと思われる。
- 26) 藤田省三「『安楽』への全体主義」（日高六郎『戦後日本を考える』筑摩書房、1986年、312ページ）
- 27) 中村孝志構成『心がラクになる後ろ向き名言100選』鉄人社、2010年、187ページ
- 28) 釈徹宗「お坊さんの読む『聖書』」（「考える人」No.32、2010年春号、新潮社、89ページ）
- 29) これは、子どもシェルターの取り組みを進めるために、筆者が書いた啓発コピーである。
- 30) 鈴木邦男『竹中労—左右を越境するアナーキストー—』河出書房新社、2011年、101ページ

#### 〈参考文献〉

- 土方直史『イギリス思想叢書／ロバート・オウエン』研究社、2003年
- 早瀬昇・松原明『NPOがわかるQ&A』岩波ブックレット、2004年
- マギー司郎『生きてるだけでだいたいOK』講談社、2007年
- 阿部彩『子どもの貧困—日本の不平等を考える—』岩波新書、2008年
- 『寄付白書2010』日本ファンドレイジング協会、2010年
- 後藤昌次郎『この人を見よ／後藤昌次郎の生涯』第1～3巻、日本評論社、2010年